

今回の地方公務員法改正に伴い地方公共団体において定めが必要となる事項

事項 (●は各地方公共団体の判断により必要となる事項)	関係条項	形式
標準的な職及び標準職務遂行能力	第 15 条の 2 ① v ・ ②	任命権者の定め
任用の定義の明確化に伴う措置	第 15 条の 2 ①	条例等
採用試験・昇任試験の実施方法	第 20 条②・第 21 条の 4 ④	人事委員会・任命権者の定め
人事評価の基準・方法	第 23 条の 2 ②	任命権者の定め
等級別基準職務表	第 25 条③ ii	条例
● 働きかけ規制の対象 ・ 対象となる在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者 ・ 対象となる営利企業等の子法人 ・ 対象外となる退職手当通算法人及び退職手当通算予定職員 ・ 対象となる地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職 ・ 対象外となる地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関係を有する業務 等	第 38 条の 2 ① ・ ④ ・ ⑤ ・ ⑧ 第 60 条 iv ・ v ・ vi ・ vii 第 38 条の 2 ① 第 38 条の 2 ② ・ ③ 第 38 条の 2 ④ ・ 第 60 条 v 第 38 条の 2 ⑥ i ・ ii ・ vi	人事委員会規則・地方公共団体の規則
働きかけ規制違反の人事委員会等への届出手続	第 38 条の 2 ⑦	人事委員会・公平委員会規則
● 国の部課長に相当する職への働きかけ規制	第 38 条の 2 ⑧	条例
● 国の部課長に相当する職	第 38 条の 2 ⑧ ・ 第 60 条 vii	人事委員会規則・地方公共団体の規則
● 退職管理の適正を確保するための措置	第 38 条の 6 ①	条例・人事委員会規則等
● 再就職状況の届出の義務付け・届出義務違反に係る過料賦課	第 38 条の 6 ② ・ 第 65 条	条例
● 廃置分合の特例	第 38 条の 7	人事委員会規則・地方公共団体の規則